

産業廃棄物処理事業

案 内 書

(令和 7 年 10 月 1 日)



 藤岡妻袖株式会社
Fujioka Saikami Corp.

[1] 会社及び産業廃棄物処理事業の概要

会 社 概 要	会 社 名	藤岡妻神株式会社
	代 表 者 名	代表取締役 藤岡 靖士
	創 創 業	昭和21年 8月
	所 在 地 等	北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛499番地の5 TEL.0164-32-2421 FAX.0164-32-3331 HP: http://www.fujioka-saikami.jp/
	資 本 金	30,000千円
	主 た る 事 業	建設業、産業廃棄物処理業
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 設 置 許 可	許 可 年 月 日	平成 7年 6月28日
	許 可 番 号	環整 第15-46号
	施 設 の 種 類	安定型最終処分場
	設 置 場 所	北海道雨竜郡北竜町字三谷133番 (位置図参照)
	処 理 能 力	面積 9,760m ² 容積 57,901m ³
産 業 廃 棄 物 処 分 業 許 可	許 可 年 月 日	令和 7年 9月21日
	許 可 番 号	第00130033082号
	事 業 の 範 囲	[2]事業の範囲及び処分料金 を参照
産 業 廃 棄 物 収集運搬業許可	許 可 年 月 日	令和 7年 8月30日
	許 可 番 号	第00100033082号
廃棄物処理施設技術管理者		代表取締役 藤岡 靖士

[2] 事業の範囲及び処分料金

○次頁表中「事業の範囲」に表示されている廃棄物以外のものは、一切受入・処分できません。

○処分にかかる料金等は、次のとおりです。

処分料金 = 基本料 + 処理料 + 循環税額

- ・基本料は、処理委託契約1件につき、2,000 円(消費税抜)となります。
- ・事業の範囲及び処理料、循環税額は、次頁表のとおりです。なお、当社で破碎を必要とする状態で搬入される場合、処理料は2倍となります。



事業の範囲		処理料(※1) (消費税抜)	循環税 (円/トン)
廃棄物の種類	処理方法		
がれき類 おおむね30センチメートル以下の中に限る。	埋立	3,000円/トン	1,000
廃プラスチック類 おおむね15センチメートル以下の中に限る。 ただし、自動車等破碎物、廃プリント配線板(※2)、及び廃容器包装(※3)を除く。	埋立	30,000円/トン 又は10,500円/m ³ (換算比重 0.35)	1,000
金属くず 自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。	埋立	3,000円/トン	1,000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 自動車等破碎物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。	埋立	3,000円/トン	1,000
ゴムくず おおむね15センチメートル以下の中に限る。	埋立	3,000円/トン	1,000
土砂(残土) (※4)	—	3,000円/トン	—

※1 消費税率は、10%となります。

※2 廃プリント配線板：鉛を含むはんだが使用されているものに限る。

※3 廃容器包装：固形状又は液状の物の容器又は包装であって、有害物質又は有機性の物質が付着及び混入している不要物。

※4 総体として土砂であること。

※5 未破碎の廃棄物の場合は、上記処理料の2倍となります。

[3] 搬入、受入れにあたっての注意事項

- 事前に必ず契約してください。未契約の場合は受入れできません。
- 連絡、打ち合わせ等がなく搬入されても受入れできません。
- 廃棄物の種類や処理方法によっては受入れできないものがあるので、事前に、関係法令及び[2]表「事業の範囲」を確認してください。
- すべての産業廃棄物に「産業廃棄物管理票」(マニフェスト)が必要となります。マニフェストを提出されない場合は受入れできませんので、必ずマニフェストを記入・持参のうえ、搬入してください。
- 受入れは、月～金曜日の8時00分～16時30分の間とします。時間外及び土・日・祝祭日その他当社所定休日並びに冬季間(概ね11月～翌年5月)は、原則として、受入れできません。但し、相談に応じます。
- 受入数量は、計量票記載数量によります。当社処分場には計量器はありませんので、搬入者は事前に計量を行い、搬入時に当該計量票を提出してください。但し、止むを得ない場合は、車両積載量とします。また、受入が継続的又は多量である場合は、臨時に計量器を設置することを含め、応相談と

します。

7. 廃棄物の性状や荷姿により処理料金が変動することがありますので、予めご了承ください。
 8. 有機物(穀殻、すき取り物、廃木材等)、有害物(油脂、塗料、接着剤、薬品等)、パソコン・家電製品、その他[2]表「事業の範囲」以外のものは、含有、混入又は付着させないでください。石綿及び石綿含有物も受入れできません。
 9. 種別の異なる廃棄物を混合しないように分別してください。
 10. コンクリート塊・アスファルト塊については最大径が概ね30cm以下、農業用ビニール・ブルーシート・塩ビ管類などの廃プラについては概ね15cm以下に破碎してください。
 11. 廃プラスチック類は、中空状態で搬入しないでください。(埋立後の沈下防止のため)
 12. 飛散防止のため、原則として、廃プラスチック類は、大型土嚢等の袋での搬入とします。大型土嚢(いわゆる1トン土嚢)満載での搬入は、 $1\text{ m}^3 (=0.35\text{ トン})$ とします。
 13. 運搬を委託する場合は、「産業廃棄物収集運搬業許可」を有する業者に委託してください。無許可の業者による搬入では受入れできません。
 14. 運搬中は廃棄物が飛散しないように必ずシート等で覆って搬入してください。また、過積載にならないように注意してください。
 15. 関係法令に反する事実又は行為が発覚したときは、たとえ、搬入、受入又は処分後であっても、直ちに監督官庁に報告し、発生した損害について賠償を請求します。
 16. 自然由来汚染土壤の受入を防止するため、土砂を大量に受入れる場合においては、事前に、有害物質の含有につき安全であることを確認できる証拠書類(検査機関による証明書、発注者による証明書その他)を提出していただきます。
 17. その他詳細及びご不明な点につきましては、左記連絡先までお問い合わせください。

[4] 处分場位置図

